

# 学校防災計画

廿日市市立津田小学校

## 1. 目的及び内容

児童の安全を確保すると共に、学校施設を災害から守ることを目的とする。また、児童の安全教育の推進（災害における処理を含む）と、学校施設の安全管理の両面を内容として、この「学校防災計画」を定める。

## 2. 運営及び事業

- (1) 毎学期一回定例会議（企画委員会のメンバーと養護教諭）を開き、防災の目的及び事業内容の現状について確認し合うと共に、学校施設の管理及び防災器具類の機能保持状況について点検する。
- (2) 定例会議においては、次の事項についても協議する。
  - ① 防災計画及びその実践に関すること
  - ② 防災についての諸規定の制定に関すること
  - ③ 消防用施設の改善強化に関すること
  - ④ 防災上の調査・研究・企画に関すること
  - ⑤ 防災意識の向上に関すること
  - ⑥ その他、防災に関する対策など
- (3) 緊急事態発生に際しては、「緊急会議」を開いて対応を協議する。
- (4) 火災その他の事故が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、児童の安全避難が第一である。そのため、毎学期一回以上避難訓練を実施する。
- (5) 初期消火の重要性から、教職員は消火器の使用方法など消火技術の訓練を行なう。

## 3. 災害予防

- (1) 児童に対して、火災・風水害・地震などによる火災の怖さについて理解させ、火気使用時及び河川などでの遊びにおいても、常に災害に留意して安全な行動がなされるよう平素より災害意識の高揚に努める。
- (2) 教職員は平素より次の事項について十分配慮して勤務する。
  - ① 校舎内外の巡視と安全点検の遂行
  - ② 消火機材の点検・整備
  - ③ 非常持ち出しの整備と危険薬品などの厳正な保管
  - ④ 火気取り締まり責任場所の点検の遂行
  - ⑤ 敷地内での喫煙の禁止
  - ⑥ 薬品類の慎重な取り扱いと使用後の厳正な保管
  - ⑦ 暖房器具・電気器具の慎重な取り扱いと点検
  - ⑧ 火気を使用した場合は、その都度消火の確認の遂行
  - ⑨ 家庭科室・理科室・職員室付厨房・給食調理室などにおいて、使用するプロパンガスの慎重な取り扱いと、元栓点検の遂行
  - ⑩ 下校時に教室などの施錠とストーブなどの消火点検の遂行
  - ⑪ 火災時における児童の安全な避難誘導の方法及び避難経路の確認と防災任務の自覚

#### 4. 防災組織及び火気取り扱い責任者

この計画の目的及び内容達成のため、防災組織及び火気取り締まり責任者を次のとおり定める。

##### <防災組織及び任務>

・本部長 校長

(全班の統括 各班への指示と児童の把握)

・総務部 教頭・事務長

(活動の指示 各班の連絡調整 教育委員会・消防本部・警察への連絡)

・搬出班 教頭・事務長

(非常持ち出し 重要書類の搬出管理 持ち出し場所の指示)

・消火班 5年担任・6年担任・音楽専科

(初期消火 消火機材の点検整備 消火機材の使用法確認と練習)

・避難班 1年担任・2年担任・3年担任・4年担任・特別支援学級担任

(避難場所における児童の管理 帰宅児童の誘導 避難場所の安全管理)

・救急班 養護教諭

(救急救護 負傷者の運搬)

尚、消火班における「消火活動」については初期消火のみに止め、消防団が到着したら直ちに指示誘導にあたるものとする。

また、各班の任務については、緊急時には児童の安全避難を第一と心得てこれにあたり、しかる後に各所属部署の活動にあたるものとする。

##### <火気取り締まり責任者及び責任場所>

・ 職員室・校長室・灯油庫・職員トイレ・放送室	教 頭
・ 1年梅教室・1Fトイレ・裏庭(農具倉庫)	
・ ふれあいルーム・学習室	1年担任
・ 2年梅教室・階段下倉庫(1.2)・会議室・相談室	2年担任
・ 男子更衣室	たんぼぼ担任
・ すみれ教室・ 図工室(準備室)	すみれ担任
・ たんぼぼ教室・図書室・教材庫	たんぼぼ担任
・ 3年梅教室・2Fトイレ・更衣室(女子)	3年担任
・ 4年梅教室・掃除道具倉庫・非常階段(東)・ストーブ倉庫	4年担任
・ 5年梅教室・運動場(体育倉庫)・体育館(体育館トイレ)	5年担任
・ 音楽室(準備室)パソコン室・非常階段(西)	音楽・家庭科専科
・ 6年梅教室・プール(機械室)・理科室(準備室)	6年担任
・ 事務室・共同事務室・印刷室	事務長
・ 保健室・配膳室・遊具	養護教諭
・ 給食調理場・休息室	給食調理員

#### 5. 火災発生時の避難方法

##### (1) 避難の合図

- ① 校内放送による発火場所の通報・避難の指示
- ② 大声の連呼による発火場所の通報・避難の指示

##### (2) 避難の要領

- ① 口を閉じ、不動の姿勢をとる。
- ② 指示をよく聞き取る。

- ③ 室内においては、窓を閉める。
- ④ 上履きのままで避難する。
- ⑤ 定められた避難経路を通して避難する。
- ⑥ 室内では早足、屋外では駆け足で避難する。
- ⑦ 避難の時の混雑を避けるため、階上の学年もしくは低学年を優先とする。
- ⑧ 避難中に前の人が倒れた時は、手をあげて大声で「ストップ」と叫んで合図する。
- ⑨ 忘れ物があっても取りに引き返さない。
- ⑩ 教職員は学級の人数を確認し、先頭に立って誘導する。
- ⑪ 避難班の一部は、屋内に児童が居残っていないか点検して誘導する。
- ⑫ 学級担任は、避難場所に着くと直ちに担当児童の人数を確認し、腰をおろさせた後、本部長に「異常の有無」の報告をし、総務班の指示を受ける。

## 6. 地震発生時の避難要領

地震が発生した場合は、素早く次の行動を取って揺れのおさまるのを待つ。

その後、火災の場合の「避難要領」に準じて避難する。

- (1) 室内にあっては、座布団など身近にあるもの(打撲や落下物などによる衝撃を和らげるもの)で頭部を保護し、机の下などに伏す。
- (2) 室内にあっては、ドアや窓を開けて避難経路の確保をする。
- (3) 屋外にあっては、腰を低くして建造物などより遠ざかって伏す。

## 7. 風水害に対する安全指導

長雨・暴風雨など、風・水による災害防止のため、次の事項を指導する。

- (1) 雨の日は特に自動車などに注意して通行すること。
- (2) 河川やの増水した状態などを見ようとして、橋の欄干より身を乗り出してのぞき込んだり、河川や水路に近寄ったりしないこと。
- (3) 雨により、路肩・川岸・崖際の地盤が崩れ落ちる危険がある場合は、避けて通行すること。
- (4) 強風により、看板・屋根材料などの落下による事故に遭遇しないよう、なるべく屋外に出ないようにする。
- (5) 風雨時にやむなく屋外に出るときは、雨傘よりも雨合羽(レインコート)を着用するのが望ましい。
- (6) 夜間の台風接近に備え、懐中電灯・ろうそく・携帯ラジオ・救急薬品などを用意しておくこと

## 8. 風雪・積雪に対する安全指導

「7. 風水害に対する安全指導」に準じ、適切な指導を行う。

## 9. 避難場所および整列の仕方

いずれの災害及び災害訓練の場合も、第一避難場所は校庭南側の藤棚の前とする。

金網に対して、東側より1年生・2年生・・・と整列し、準じ西側を高学年として整列する。

## 10. 危機管理マニュアル(別途作成)